

東日本大震災からの復興・再生

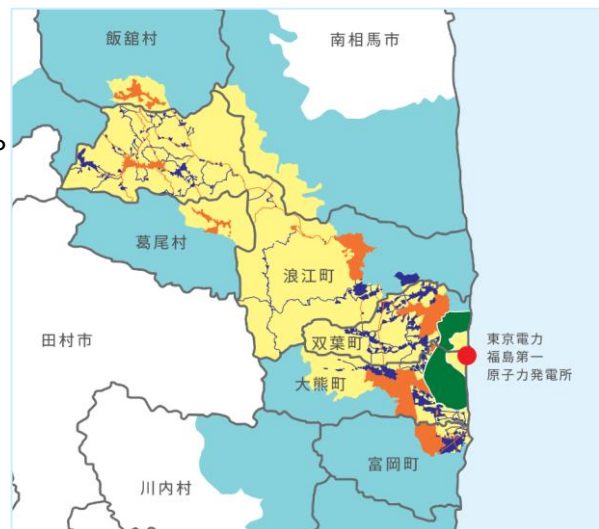
- 引き続き、除染・中間貯蔵・汚染廃棄物処理等の事業について、着実に取組を進めていく。
- 特定帰還居住区域については、特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、除染や家屋等の解体を実施。
- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる**と法律で規定。
その実現のためには、県外最終処分量の低減が重要であり、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる。
- 昨年12月20日に、第1回福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議を開催。**
- 実証事業等で得られた知見やIAEAが実施する専門家会合での議論を踏まえ、**今年度中に再生利用・最終処分に係る基準等を策定予定。**

◇特定帰還居住区域

- 「**たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む方針。**

- 2023年6月に福島復興特別措置法を改正し、**特定帰還居住区域**制度を創設。
当該区域内において、除染や家屋等の解体を実施。

- 2024年12月時点で、特定帰還居住区域については、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町の4町において、除染や家屋等の解体を実施中。



■ 帰還困難区域 ■ 特定復興再生拠点区域 ■ 特定帰還居住区域
 ■ 除染特別地域（帰還困難区域外） ■ 中間貯蔵施設

◇除去土壌等の県外最終処分に向けた取組

- 福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、閣僚会議を設置。
- 昨年12月20日に開催した第1回会議では、**今年春頃までに「再生利用の推進」等に係る基本方針をとりまとめるとともに、今年夏頃のロードマップのとりまとめ及び各府省庁が一丸となって再生利用の案件を創出するべく、取組を進めていくよう、議長（官房長官）より検討指示。**